

## 資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区） 個別仕様書

### 1 目的

この仕様書は、資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）の収集運搬業務の実施に関し、必要な事項を定める。

### 2 業務内容

熊本市（以下「市」という。）が指定する区域のごみステーション等に排出される資源物、特定品目、ペットボトル、プラスチック製容器包装について、本仕様書の定めるところにより収集、運搬等を行うこと。

### 3 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）9月30日まで

### 4 収集区域

富合、豊田、杉上、隈庄校区。

### 5 収集日、収集品目及び搬入先

- (1) 別紙「収集日等」に定めるとおり。ただし、年末年始を除く。
- (2) 別紙「収集日等」に定めるほか、市が指示する日。（例：春・秋の町内一斉清掃等）
- (3) 資源物、ペットボトル及び特定品目については、海の日、敬老の日、秋分の日、スポーツの日、成人の日、山の日に限り、祝日であっても収集する。
- (4) 収集したごみ等については、別紙「収集日等」に定める施設に搬入すること。
- (5) 環境工場の保守点検時期に伴う搬入調整等、市が特に指示を行う場合はこれに従うこと。
- (6) 収集日については、家庭ごみ・資源収集カレンダーにて確認すること。

### 6 常用車の数

最大積載量2トン以上の塵芥車を2台以上かつ、最大積載量2トン以上4トン未満のトラック（平ボディ）またはダンプを1台以上配置すること。

### 7 予備車の数

最大積載量2トン以上の塵芥車を別表に定める台数以上配置し、そのうち1台はトラック（平ボディ）またはダンプとすること。

別紙「収集日等」

収集品目	曜 日	収集区域	搬入施設名 及び所在地
資源物	第1・3 金曜日	杉上・隈庄 校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託者が有する中間処理施設 熊本市内</li> </ul>
	第1・3 木曜日	富合・豊田 校区	
ペットボトル 特定品目	第2・4 金曜日	杉上・隈庄 校区	<p>(ペットボトル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受託者が有する中間処理施設 熊本市内</li> <li>(特定品目)</li> <li>市が指定する施設 熊本市内</li> </ul>
	第2・4 木曜日	富合・豊田 校区	
プラスチック製 容器包装	火曜日	杉上・隈庄 校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が指定する施設 熊本市内</li> </ul>
	月曜日	富合・豊田 校区	